

写

国分寺市監委告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 瀬 かおる

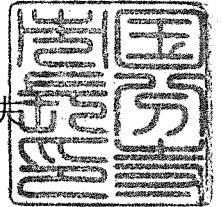


国政情収第1079号
令和5年12月11日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様
高 瀬 か お る 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について
(報告)

令和4年12月26日付け国監発第49号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和4年度財政援助団体等監査の結果に関する報告書

(地域共生推進課)

1 国分寺市シルバー人材センター貸付金について

市は国分寺市シルバー人材センターに対し、「国分寺市シルバー人材センター貸付金」として300万円を貸し付けているが、貸付期間、利子、返還命令等の貸付けに関する諸条件について確認ができなかった。適切な対応をとられたい。

(措置内容)

御指摘の件について、令和5年6月30日付けにて本件借入金債務に関する合意書を交わし、令和5年7月12日付けで全額返還されました。